

## 高知県立坂本龍馬記念館学習遠足支援実施要領

### (目的)

第1条 県内の小中学生を対象に、坂本龍馬や幕末維新の歴史に興味を持ち、将来的にリピーターとなる人材の確保のために、高知県立坂本龍馬記念館を学習の場として活用し来館を促すこととする。

### (対象となる学校等)

第2条 高知県内の保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校、特別支援学校、義務教育学校、高等学校（以下「学校等」という。）を対象とする。

### (対象経費)

第3条 高知県内にある前条の学校等が校外学習や遠足の場所として坂本龍馬記念館での学習を計画し、バスを借り上げて来館した場合、そのバス借上料金を対象経費とする。ただし、公用バスや学校等が所有している通園・通学バスを利用した場合の必要経費、タクシー（ジャンボタクシー等を含む）の利用料、駐車場料金や自動車道料金等は含まないものとする。

### (支援金額)

第4条 バスの借上料金の2分の1を支援する。ただし、支援金額の上限額を40,000円とする。

### (申請方法)

第5条 支援を受けたい学校等は、来館する日以前に、別添申請書にバス事業者からの学校等あての見積書のコピーを添付して、提出するものとする。

### (支援の決定及び通知)

第6条 申請書の提出があり、その内容が適当と認めるときは支援を決定し、申請者に金額等を通知するものとする。また、バス事業者には学校等から決定金額を連絡するものとする。

### (支援金額の支払い)

第7条 遠足終了後、バス事業者からの請求によって支援金額の支払いを行う。なお、決定通知後、申請者の申し出等により金額の変更等が発生した場合は、申請者及びバス事業者との協議により、変更後の金額をバス事業者からの請求をもって支払うものとする。

### (その他)

第8条 この要領に定めのない事項又は事例については、申請者及びバス事業者と協議のうえ、決定するものとする。

### (附 則)

1 この要領は、平成31年6月1日から施行する。